

平成19年9月13日（木）

日程第18 議案第10号 橋本市立こども

園条例の制定について

○議長（中上良隆君）日程第18 議案第10号 橋本市立こども園条例の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第19 議案第11号 橋本市企業立地促進条例の制定について

○議長（中上良隆君）日程第19 議案第11号 橋本市企業立地促進条例の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、企業誘致対策調査特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、企業誘致対策調査特別委員会に付託することに決しました。

日程第20 議案第12号 橋本市長の政治倫理の確立のための資産等の公開に関する条例の一部を改正する

条例について

○議長（中上良隆君）日程第20 議案第12号 橋本市長の政治倫理の確立のための資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市長の政治倫理の確立のための資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第21 議案第13号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長（中上良隆君）日程第21 議案第13号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）この議案について少しお尋ねしたいんですが、ここで管理条例の一部を改正する条例ということで、11カ所の集会所、主に高野口町の中にある集会所ですが、18年度ではこの管理運営に関する補助金762万9,000円出ているわけですけども、こちら辺の兼ね合いというか、どういうふうに受けとめていいのか。

また、18年度でも2カ所の設置、また改修の補助金としても1,000万円ほど出ていますので、この辺の11カ所の集会所の状態ですか、その辺ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）お答えさせていただきますと思います。

基本的に今回の改正条例につきましては、旧の高野口町の集会所11カ所となっております。それで、まず2カ所とおっしゃっていただいているのは、決算の中での集会所の補助金かと思えます。それにつきましては橋本市の集会所の補助金、管理、新築とか改修、それから維持管理、管理運営、そういったものに対する補助金になっておりまして、補助要項に基づきまして2カ所、補助金を支出させていただいておるのが現状でございます。

今現在15カ所あります集会所を今後11カ所にさせていただきたいということで、地域、地域ではたくさんの集会所がございます。八十数カ所ございまして、その金額が約七百

何十万円という、先ほど議員ご指摘の金額を毎年管理運営費として支出をさせていただいてございます。

その中で、今後につきましては、やはり地域で補助金制度により今後実施していくためには、条例化している今回の集会所につきましては、今後は行政財産から近い将来普通財産とさせていただいた上で、区のほうへ貸し付けをさせていただく手続きをとらせていただきたい。そして、今後基本的に旧橋本市と同様の集会所の管理運営をとりたい、今後そういう対応が必要であるということで、今現在も各区長ともお話をさせていただいて、区長了解のもとで地域、地域で管理をお願いしておるという状況でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）内容はわかったんですけども、18年度で出ていますこの補助金の額が、今15カ所から11カ所ということでお聞きしたんですけども、補助金の配分については多少減額されるんでしょうか。まずはそれが一点と、それをお答えいただいていたのかちょっと確認させてください。

○議長（中上良隆君）ちょっと、ずれておることはずれておるんですけども。質問が。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）というのは、設置されたことによって僕が聞きたいのは、補助金がやはり支払いされているんで、これによってどういうふうになるのかなというのが一つちょっと疑問だったのでお尋ねしたんですよ。

もし、それが質問にそぐわなかったら結構ですけども、新たに設置されるということで、15カ所から11カ所になったということで、橋本市の中で、各補助金出しておられる中で、やっぱりある程度は減額になっていくのかなというふうに思いましたので、そこら辺聞い

ておきたかったんです。設置したことによって負担が軽くなるんやったら、そこら辺を聞きたいんです。

○議長（中上良隆君）補助金の話ですから明確に。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今回の条例につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、15カ所から11カ所ということで、まずは設置・廃止ということになっております。

先ほどご質問いただきました市内の集会所につきましても、ちなみに18年度で申し上げますと89カ所ございます。その中で決算書にもうたわれておりますけれども762万9,000円、トータル的には維持管理の補助金として支出をしてございまして、今後、その補助金の額については大きな増減が出ないといえますか、例えば橋本でございまして集会所設置管理条例には乗っておりませんが、5万円を支出しておりますし、今回新たに追加させていただきます20区集会所につきましても、ごみの条件ということで額も決めておりますので、基本的に条例から廃止をしましても、新たに設置をしましても、基本的には橋本市の地区集会所建設及び管理運営補助金交付要綱に基づきまして各地域へ補助金を出させていただいておりますので、大きな増減は発生しない。条例に乗ろうが乗るまいが直接金額には影響ございません。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議案第14号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第22 議案第14号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）市長から議案説明を受けているわけですが、少し改正された部分について、特に加えて交通事故が発生した場合も含めて説明を求めます。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）まず、本改正の理由であります。集中改革プランの中に橋本斎場葬送車の廃止というのが明記されております。現在、葬送車の運転業務はシルバー人

材センターのほうに委託をしておりますが、これを廃止しまして、斎場使用者に葬送車を無料で貸し出しするという条例改正であります。

交通事故が起こった場合ですけども、現在保険につきましては全国市有物件災害共済会に加入しておりますが、これはあくまでも市職員が運転した場合が対象になるということでありまして、今回、市職員以外が運転するということになりますので、本条例改正後には民間の損保会社に参加して、その対応をしたいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）一つは、貸し出すわけですね、公共の物件を。この条例だけでいくのか、さらに規則等をつくるのか。

それから、ぺっちゃんこになるというのかな、交通事故の場合、いろんなケースが考えられるんですが、その場合の対応。

それから、車が古くなって耐用年数といえますか、これが来た場合、新たに車を購入して引き続きこの制度を運用するお考えなのか、この点を伺います。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）まず、この条例改正に伴います施行規則、これにつきましても改正を行います。

それから事故の件ですが、車の耐用年数のことですが、現在3台の車両を保有しておりますが、3台とも平成元年の登録で、18年がたっております。ただ、走行距離については5キロ未満でありますので、維持修繕も十分行っておりますので、今しばらくは使用可能というふうには考えてございます。

あと、事故の場合ですけども、先ほど申し上げましたように、民間の損保会社に参加する予定ですので、それで一応対応したいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）16番 中谷君。

○16番（中谷 晋君）お尋ねします。

今、3番議員の質問の中で、改正についての目的が集中改革プランの中でうたわれているということは、その基本は財政改革が主たる目的であるというふうに認識するところがありますが、私が一昨日も申し上げましたとおり、一般質問で言わせていただきましたが、官と民の境界線をどこに置くのか。もう少し関係する諸団体等との話し合いが必要であるという認識を今でもきっちり持っていますので、それを十分行わないままに条例改正することによって、多少の疑問を感じております。

13条で葬送車については公で持ちますよ。ただし、15条で言われるように、車の運転等については利用者、すなわち喪主さんで運転手を含めて面倒を見てくださということになる改正であると思いますので、その点、今3番議員の質問の中であった部長の答弁は、人材センターと契約をしているという中で、この15条関係については民間委託して、何がしの団体をお願いするような趣旨の発言があったと思うんですけど、そこら辺をもう少しきっちりお聞きしたいことと、それから、私が危惧する官の領域の放棄につながらないということについて、あわせてお願いします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）まず、この業務のシルバー人材センターへの委託を廃止することにつきましては、議員ご指摘のように民間の方に運転をお願いをするということになりますので、現実的に葬祭業者と話し合いといたしますか、説明会を2回させていただいてございます。条例で個人の方に運転をしていただくというふうに内容はなっておりますが、現実的には葬祭業者の方で運転者を確保していただけるというようなことに運用をしていただけるということで、ご了解をいた

だいております。

それと、官の業務を民に任すということになるというご意見ですが、ただ、この葬送車の業務につきましては、橋本斎場の建設するときの地元赤塚区の条件等々がございまして、そういう条件から現在至っておるわけなんです、これを廃止するにつきましても、地元赤塚区のほうにもご了解をいただきまして進めておる状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）16番 中谷君。

○16番（中谷 晋君）事は就労関係にも及んでくると思います。その辺でアウトにするほうのところとは、十分なコミュニケーションをとる必要があると思うんで、葬祭業者に丸投げして、後であんたところはもう自由にやりなさいよということでは、行政の責任放棄につながると思います。赤塚という表現があったので、私も使わせてもらいますけど、その協定書云々が出てきたので、その件についてはそれでいくという、おとといの部長の答弁がありましたので、それはそれできっちり推し進めていただくべきであると思います。

ただ、言うように、葬祭業者に丸投げするのではなしに、そういう就労関係が絡んでいきますよというような指導も兼ねて、管理運営というんですか、任す業者とは十分話し合いを進めていただきたいということを一点だけ、するか、せんかだけお聞きしたいと思います。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）シルバー人材センターの業務委託を廃止するにつきましては、シルバー人材センターのほうへもこの委託廃止ということで、事前に協議をさせていただき、ご了解をいただいております。

今後、葬祭業者との運転業務につきましても、円滑に議員おっしゃるような形でできるように協議してまいりたいと思っています。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）部長、今、葬送車というのは3台あるんですか。所有者は市が持っている。それで道路交通法に基づいて、ようするに損保会社に事故があったときは無制限というか、そんなものもいろいろ入っておるやろうさかい、それに任す。損保会社で補償はそこで結局してもらうんやけど、それ以上になった場合は、使用者である借りてもらった人に、所有者に損を与えないというのは18条の2項にありますけども、深くもうちょっと約束を契約のときに、やっぱりそれは心配というのか、委託をするんやけども使わせるんやから、使用させるわけやろう。してもらうわけやろう。ほんで、所有者が最終的な責任は、やっぱり道交法は責任は使用者にあると、これは別の法律があるわけで、それを損保会社に補償は任すんやけど、要するにその後のその補償で解決がつかなかった場合には、使用者が持つこととするということを、契約のときにちゃんとしておいたほうがいいのと違うかな。もしそういうことを、市は賠償の責任は負わないと、ここに入っていますけど、入っているんでいいんだけども、契約のときに担当課で書類上ちゃんとしておくと。そういうことにしておけば、要するにそれは法的に認められると思うので、それをちゃんとできているかどうかというのを尋ねておると思うんだけど、それをやるんか、やらないのかと、こういうことです。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）事故等の場合の保険適用につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

ただ、車の所有につきましては、市の名義がずっと残りますので、事故等起きた場合、民事上の責任というのは当然市のほうにありますので、その補償というのは最終的には

市のほうにかかってくるというふうに考えて  
ございます。

○議長(中上良隆君)もうちょっとはっきり。  
聞こえにくかったんで。

市民部長。

○市民部長(名迫文一君)車の所有は市の所  
有ですので、民事上の賠償責任については橋  
本市が責を負うということになると思います。

○議長(中上良隆君)13番 井上君。

○23番(井上勝彦君)最終的には所有者であ  
る市が責任を持って貸し出しをするというこ  
とやね。貸し出すんやろう。交通事故の場合  
の賠償は、民間の保険会社で解決をすると、  
保険も入っているんやけど、その保険で解決  
できなかった部分というのか、そういう場合  
には、その日に使った使用者がやっぱり責任  
を持ってもらいますよというような契約にし  
ておくのかということ。

例えば、それをやっておかんと、保険がど  
ういう保険に入るのか知らんけども、保険会  
社は20歳から入る保険と30歳以上から入る保  
険とで違うし、30歳以上の補償内容で入っ  
ておたって、20歳の人で運転して何かあつた  
ときには保険がきかんという、そういういろ  
いろな制約があるんです。そういう20歳の一  
番高い保険へ入って、ただで貸してあげるの  
か、そんなこともやっぱりいろいろあるわけ  
やから、そういうこともちゃんとやっぱり決  
め事としておかないと、免許証を持ったら18  
歳でも運転は乗れるんやから。そうやけども、  
保険が一番高い保険に入っていくのか。民間  
の保険会社に入る場合、そういう規定がある  
と思うんですよ。ほんで、どんな保険に入っ  
ておるのか、それも聞かせておいて。

○議長(中上良隆君)市民部長。

○市民部長(名迫文一君)先ほどからの繰り  
返しになるんですけども、事故が起こった場  
合については、当然その当事者、運転の者が

事故の過失云々ということによって責任を負うとい  
うことになるんですが、車の所有者である民  
事上の責任は橋本市という原則があるんです  
けども、ただ議員おっしゃるように、許可条  
件の中でそれらをどういう形でしていくかとい  
うことについては、しばらくちょっと検討  
をさせていただきたいと思います。

○議長(中上良隆君)21番 上久保君。

○21番(上久保 修君)この橋本市斎場とい  
う条例の改正ですけど、橋本市斎場設置とい  
うことですから、当然橋本市には二つ斎場が  
ございますね。今、いろいろと交わされてお  
る議論の中では、橋本市の斎場の運転業務委  
託、これに今までお金400万円ほどかかってい  
ますよね。高野口町の場合は今現状としては  
どういうふうに、もちろんこれ橋本市斎場と  
いうことになりますから、当然高野口も橋本  
市内になってまいりますから、そこら辺はこ  
れ、当然葬送自動車の使用に関する条例でご  
ざいますので、ちょっと説明してください。

○議長(中上良隆君)市民部長。

○市民部長(名迫文一君)これは、橋本市斎  
場設置管理条例の改正でございますので、あ  
くまでも橋本斎場、橋本市の赤塚にある斎場  
にのみ葬送車を行っておりますので、その  
改正でございます。高野口町は今葬送車は行  
っておりません。

○議長(中上良隆君)21番 上久保君。

○21番(上久保 修君)そうしたら、ここの  
条例改正の条文です。要するに橋本市斎場設  
置と書いてあるんで、橋本市斎場設置とな  
ると二つになるんですよ。だから、橋本斎場と  
いう表現をすれば、これあれかもしれません  
けど、橋本市斎場になると高野口町の斎場も  
入ってきますよ。ここら辺はその条例を改正  
するに当たっての条文は、これでいいんです  
か。それを聞かせてください。高野口町も適  
用範囲になる。

議長、済みません。言うていることわかってきている。

○議長（中上良隆君）わかっておると思う。  
市民部長。

○市民部長（名迫文一君）条例の名称については、橋本市斎場設置及び管理条例で間違いございません。

（「これでええんかどうか」と呼ぶ者あり）

（「高野口が入ってないが、それでもええのか、文言」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）申しわけございません。橋本市斎場の中には橋本斎場と高野口斎場、2カ所がありますが、名称につきましては先ほど言いましたように橋本市斎場設置及び管理条例、間違いございません。

○議長（中上良隆君）答弁もれ、指摘してください。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）そうやから、これの条例でいくと、橋本斎場のみの葬送自動車の利用に関しての条例もそれはあるんやけど、高野口の斎場で利用したいと言ったらどうするんですか、これ。そこら辺を僕、聞いておるんですよ。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）新旧対照表を見ていただきましたら、その第3条に、斎場においては次の業務を行うということで、（1）橋本斎場の中にアイウエオで、新のエで葬送自動車以下（葬送車）利用に関しての業務ということで、この葬送自動車の利用に関する業務というのは、橋本斎場にしかございませんので、ということで、この葬送車については橋本斎場のみが適用ということでございます。

○議長（中上良隆君）高野口斎場には貸し出ししないんですか。

市民部長。

○市民部長（名迫文一君）この条例の中にも高野口斎場には葬送自動車の利用に関する業務というのが含まれておりませんし、先ほどの中谷議員のご質問でもお答えしましたように、葬送車の設置した経過につきましては、地元区の要望に基づきまして、葬送車を設置しましたので、そういう経過から橋本斎場のみということで運用をさせていただいております。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）一つだけ確認をしておきたいんですが、第14条の2項に葬送車の利用区間は葬送車を利用しようとする者が申請する駐車可能な葬祭場から橋本斎場までの間とするということなんですが、ここの部分が個人宅もこれに含まれるんか、その辺を確認しておかんと、今の傾向としてはセレモニーホールで葬儀をされる方がほとんどになっておると思うんですけども、まだ若干個人宅でやられる場合もあろうかと思うんです。そういう方が利用する場合にということなんで、この葬祭場というのは個人宅も含まれるんかどうかのご確認をお願いしたい。

それと、もう一点なんですけど、今もいろんな保険の問題もいろいろある中で、このことを実施しても市民にとっては実際はマイナスなんです。負担が増えるということなんです。今までは無料で市が負担してやってくれておったけども、これは今後、個人が運転手を雇う場合とか、セレモニーホールで葬儀をするところで手配してもらおうと、どうしてもそこで料金が含まれてくるわけです、いろんな面で。ガソリン代もそうやけども、当然セレモニーホールが運転手を手配すれば、その費用というのが葬儀をされる方にはね返ってくるわけです。これはもう間違いのないことです。その名目はどうあろうとしても増えてく

るわけ。そうしたら、今よりも住民負担が増えるというのは、これ明らかであります。

そんな中で、なぜあえて市がこの車を保有して、そういう難しい保険の事故の問題もありながら、これをしないといかんのかと。本来、市民にとって同じ条件であれば、やりやすいとか、市のリスクが少ないやり方でやっていくのが当然ではなかろうかなと僕は思うんです。

これが第1段階として、今後、やはりそういう形でやっていくというのであれば理解もできるんですけども、これだけを見ますと業者保護といいますか、住民には負担が増えるけども、葬送車は市が持つんやから業者は何ら影響はない。業者については運転手も利用者からお金を取るということになってきますんで、住民負担だけが増えるだけで、同じ住民負担が増えるのであれば、もっとやりやすい方法といいますか、後々事故等が発生したときも問題が起こらない、行政にとっていい方法というのが、当然僕は、今いろんな意見が出ていますんで、あろうかと思うんで、その辺をもう少し研究してもらわんとだめかなと思うんですが、その2点だけちょっと。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）まず、第14条の2項の葬祭場の解釈ですが、自宅葬も当然これは含まれます。

それから、市民の負担ということなんですけど、これも先ほど若干触れさせていただいたんですが、葬祭業者と協議する中で、おっしゃるように市民の負担が増えるという懸念もありましたので、業者にはできるだけそのような内容、配慮をお願いしたいということでお願いをしています。

確約はいただいておりますが、そういう形で葬祭業者が運用していただくというような形で承諾をいただいております。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）葬祭業者とその点について、住民負担があまり増えないようにということで相談しているということなんですけど、ただ、そういう相談だけでは、相手は営利目的でやっておるんですよ。そんな中で市が何ぼ相談したって、当然葬儀料にその分が加算されてくるわけです。はっきり言いましてそうでしょう。そうしたら、住民負担が増えてくるというのであれば、きちっと料金は何ぼやというような形を明記すれば、それは市内の葬儀業者が統一されるわけでしょう。そうしたらどこでやったって葬送に関する運転手の費用はこれだけやというのがわかるんやけども、ただ単なる指導だけでほうっておけば、むちゃくちゃになります。業者はたくさんあるんやから。そうやから住民負担というのは絶対増えてくるはずなんです。そうやからもう少しその辺も含めて、指導するのであれば住民の立場からきちっと料金設定までしてやるということまで指導を徹底しないとだめやと僕は思うんです。

○議長（中上良隆君）答弁を求めます。

副市長、答弁してください。

○副市長（清原雅代君）十分な答弁になるかどうかわかりませんが、高野口斎場と橋本斎場を比較した場合ですけれども、高野口斎場は本来葬送業者がございませんで、葬儀場の車でもって斎場まで行っております。車がないという点でのもう一つの点は、高野口斎場の中に葬儀場というのか、そういうものも設置されているというのも一つの要因であるのかなというふうに思います。

ただ、橋本の斎場の場合も、本来どんな車でもというのであれば、葬儀場の車に入っていけるんですけども、これは市の条件の中でそういう本来持っている葬送車はだめということで言われておりますので、市の都合でと



いうか、この車を用意しているというのが現状であります。

そんな中で全体的なことを考えた中で、他市の状況も見てみますと、やはり葬送車は用意するけれども運転はご本人負担でということの中でやっていただいているというところが何カ所かございましたので、橋本市においても本来その分がどこが負担すべきかということも考えた中で、業者に赤塚斎場へ行くような葬送車を負担せよということも市としてはお願いはしたいところなんですけれども、なかなかその調整もちょっとつかなかったので、今回折衷案的な形でこのような形をとらせていただいたというところでございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）私、この条例を出してきた根本について聞きたいと思います。

先ほど、12番議員もおっしゃっていたとおり、いろんな形での問題もあると思います。それで私、物事というのはすべてのことにおいて新しいこと、条例にしる橋本市でもいろんな問題になっていることをやろうとすれば、当然メリットと、それで今回においてはデメリット、皆さんが心配している保険の問題とか、市民の負担とか、そういうものも当然出てきます。

私はそこで一つ聞きたいのは、橋本市がこの条例を出して、メリットは何なんですか。お金なんですか、それともいろんな形での改革において必要なものなのか、そこをちょっとしっかりと明確にお答え願えますか。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）もともと集中改革プランに提案させていただいた内容につきましては、葬送車を廃止するというふうなことで言っておりました。ところが、地元との長年の条件等々もございまして、先ほど副市長が述

べました折衷案的な形になったわけでございますけれども、これによって400万円ぐらいの年間の削減ができるというふうなことからこういうふうな形をとらせていただいたというのが現状でございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）財政の改革で400万円のメリット、当然私は必要不可欠やと思いますけれども、400万円のメリットで、だからいろんな皆さんが心配しているようなデメリットをやるのであれば、400万円ということは、橋本市は葬式が大体1日1個ぐらいかな、大体400弱やと思います。ちょっと数字はあれやけど、それぐらいだと思いますんで、じゃ、ほんなら私は考えるけど、こんな条例を出してくるより、もっと明確に、先ほど12番議員がおっしゃったように、どれぐらいかかるんやとか、そういうものをきちっと出さないとあかんという部分もあったように、だから、別にこんなわざわざ業者に委託するどうのこのより、行政が市民の人の了解を得て葬送車を使用するのにあたりまして1万円要りますよと言うてもいいのと違いますか。そっちのほうが、市が今までどおり車を維持して、運転手も市が責任持ってちゃんとやりますから、それで市民の人から例えば1万円いただいたら400という葬式の数があれば400万円という金、それだけでええのと違います。というのは、葬式というのは毎日毎日ほとんどありますけれども、1軒の家にしたら別に十何年に1回とか、続く場合もありますけれども、まあそうそう何年に1回もない、ほんまに10単位であるぐらいのものなんです。それに対して1万円ぐらいの理解だったら、私はしていただけたと思います。財政が苦しい折、そういう理解ぐらいようしてもらわんで、行政こんな条例ばかり変えて、そら皆さん不安になりますよ。事故起こしたらどうする、おっ

しゃるとおり。そういうデメリットは大きい  
ですよ。それやったら1万円ぐらい使用料を  
いただく。その中で市民の皆さんに理解を得  
るほうが、私はそのほうがええと思いき  
ゃ。それは何々を引き続けているという部分  
もあるかもしれませんが、もうちょっと  
考えていただければ、それこそ言うているよ  
うに運転手、1日2万円うち要りますんやと  
先ほど言うておったように言うたら、市民の  
負担は2万円です。ほんで、橋本市がやっ  
たら悪いけど1万円だけあれしますと。それは  
葬式屋が何ぼ出すか知りませんよ。日当計算  
したらそれぐらい出しますよ、私から言えば。

だから、その辺のことも考えてこの条例を  
出してしたのか、そんなことを一切考えんと  
条例でやったのか。そういうことをまた、私  
の言うことを聞いて、皆さんの意見も聞いて  
メリットもあると。それはちょっとあれやな  
という形でちょっと考えさせてもらおうと言  
えるのか、その辺のところを答弁お願いでき  
ますか。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）今、ご議論いただ  
いています中心は、利用者の負担と、あと事  
故の場合の市のデメリットの部分と言われ  
ているんですけども、事故の場合は、たと  
えシルバーに委託したところで事故の危  
険性というのは100%なくなるものでは  
ないですし、当然葬儀場の方が運転して  
いただける方というのは、本来今葬儀場  
の車を運転されている方が運転される  
と思いますので、ある程度そういう部  
分についてのリスクというのは、どこ  
に委託しようがあんまり大差はないの  
かなというふうに思います。

利用者の負担につきましては、例えば紀  
の川市であるとか、そういったところ  
もいろいろ調べた中で、同様に葬送車  
の貸し出しはするけれども、それは利  
用される方が運転して

いただくという形でされているところ  
だったので、本市におきましてもそこ  
のところを丸々なくしてしまうのでは  
なく、そういった形で見直しをかけて  
運用をしたいということで、今回提  
案をさせていただいた次第でござ  
います。

○議長（中上良隆君）24番 中西君。

○24番（中西 健君）今、この条例  
についてさまざまな意見が出てお  
ります。これ本来、当局の説明のと  
おり、赤塚の斎場の設置についての  
条件で華やかな霊柩車を入れな  
いと、こういう条件があつて、葬送  
については橋本市が負担してきた  
と。本来今までは個人で負担して  
きた。高野口町なんか個人で、い  
わゆる喪主さんが負担しておる  
ケース。

ところが、みんな心配されておるの  
は、これはあくまでも市民サービ  
スだと。年間400万円行財政改  
革、節減したい。この市民サー  
ビスは何が何でも金が足らんから  
、すべてなくしていく、市民サー  
ビスを削っていく、これは一つは  
僕は疑問があります。

それはなぜかといったら、大体亡  
くなっていく人は若い人もお  
りますけども、大体お年寄りが多い  
。その中で、この条例の中で市民  
に対しての思いやりが少しでもあ  
れば理解できるんですが、いわ  
ゆる生活保護を受けている方だ  
とか、独居老人とか、こういう  
方の身寄りがない方に対して一  
般の裕福な人と同じように、こ  
の条例から見たら受けとめざる  
を得ない。そういう中で、やっ  
ぱり市民向けのサービスとして  
今まで要らなかった金を負担  
していかんらん。今の格差社会  
の中で、すべてがそういうふう  
に政治の中で進められている  
ということに、みんな不安があ  
るわけ

です。  
この参議院選挙でもそうしたこ  
とで自民党が敗北した。こうい  
う中でもっとやっぱり国民や  
市民の痛みを、やっぱり我々  
議会も行政

も知って、それに対して政治というものを光を当てていかなければだめだ。

こういう中で、私は一つの提案ですけども、そうした減免というか、そういう弱者の人のために何とか削除してあげるとか、減免してあげるとか、こういう施策をとってこそ橋本市の政治、みんながやっぱり市民のために政治をやっている。税負担もそれやったら払いましょと、こういうふうな社会につくり上げていかなきゃ、そういう意味でも弱者に対してもっと配慮すべきやということを一つお願いしたいんですが、いかがなものですか。

○議長（中上良隆君）暫時休憩します。

（午前11時10分 休憩）

---

（午前11時26分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

24番 中西健君の質疑に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）中西健議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

本当に私も十幾年前ですか、埴坂市長の当時に葬儀場ができて、その料金等で大分議論した記憶がございます。実際の直接の火葬費用というのは7万円ぐらいと私、当時記憶がございます。しかし建物なんかの全部の、それをきちっと入れてのことになってまいりますと、1体火葬させていただくのに15万円ぐらい、そういうことがあるわけがございますけれども、今日まで市民サービスということで最大限来られたと思うのでございますけれども、一応中西議員のご質問でございますが、若干事務的な煩雑とか、そういうこ

ともあるかもわかりませんし、一応前向きにそういう気の毒なお方等のことも十分踏まえただ中で前向きに検討をさせていただきたいということで、答弁とさせていただきたいと思えます。よろしいか。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ただ今議題となっております議案第14号については、総務委員会に付託いたします。